

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の趣旨と位置づけ

(1) 計画策定

本市の総人口及び高齢者数はともに増加傾向にあり、第7期計画の初年度である平成30（2018）年9月末から令和5（2023）年9月末にかけて、総人口は692人、高齢者は819人増加しています。また、令和元（2019）年には、高齢者に占める前期高齢者と後期高齢者の割合が逆転し、後期高齢者の割合が前期高齢者の割合を上回りました。

また、いわゆる団塊の世代（1947～1949年生まれ）全てが75歳以上となる令和7（2025）年をむかえること、令和22（2040）年にはいわゆる団塊ジュニア世代（1971～1973年生まれ）が65歳以上となることから、後期高齢者数の増加、高齢化の進行及び要支援・要介護認定者・認知症高齢者・在宅医療や看取りのニーズの増加が見込まれます。また、それと並行して、少子化による介護現場を担う現役世代の減少も見込まれます。

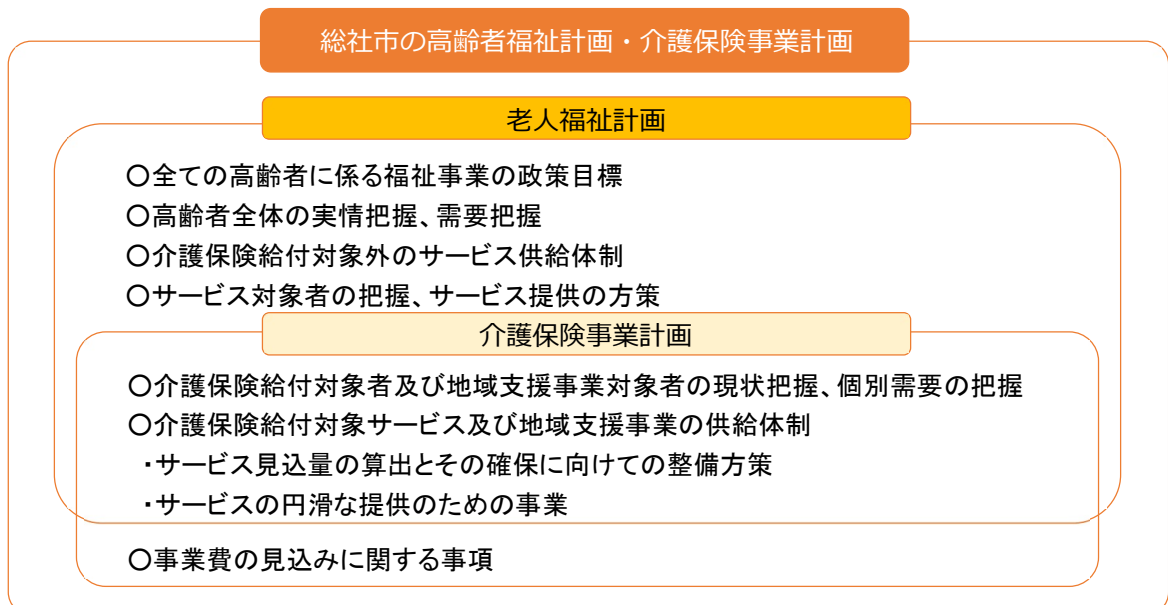
このような状況のなか、高齢になっても可能な限り住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を深化・推進していくとともに、「地域包括ケアシステム」を支える介護人材の確保や業務の効率化などにも取り組んでいく必要があります。

これらの社会や地域の状況を踏まえ、「総社市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、「本計画」または「第9期計画」という。）は、本市の実情に応じた地域包括ケアシステムをさらに深化・推進していくための指針とする趣旨として策定します。

(2) 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法第116条第1項による国の基本指針に沿って、介護保険法第117条第1項の規定に基づき策定する「市町村介護保険事業計画」の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものとなります。

〔図表 1-1-1: 老人福祉計画と介護保険事業計画の関係〕



(3) 他計画との整合性

国の定める基本指針、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と整合を図ります。

「第9次岡山県保健医療計画」との整合を図り、医療病床の機能分化・連携に伴い生じる、介護サービスの追加的需要を見込みます。

上位計画である「総社市総合計画」及び「総社市地域福祉計画」、並びに関連計画である「健康そうじゃ21」及び「総社市障がい福祉計画」等、各種計画と整合を図ります。

ただし、人口推計については、介護サービス利用者数や給付費の推計にも関係することから、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の独自推計とし、「総社市総合計画」の人口推計値と異なる数値を使用します。

(4) 全国屈指福祉文化先駆都市（第2次総社市総合計画の将来都市像）を目指す取り組み

第2次総社市総合計画の最重要課題である福祉文化先駆都市を実現するため、平成27年12月3日に全国屈指福祉会議を設置し、毎年、「福祉王国プログラム」を策定しています。本計画においても、「福祉王国プログラム」との整合を図り、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組みます。

(5) 計画の見直しにおける基本的な考え方について

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議（令和5年7月31日）より

①介護サービス基盤の計画的な整備

(ア)地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・第9期計画においては、中長期的な人口動態等を踏まえたサービス需要の見込みや生産年齢人口の動向を踏まえ、介護サービス基盤の整備を進めることが重要となります。
- ・具体的には、「医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加」に対しては、医療・介護を効率的かつ効果的に提供できるよう施設サービス、居住系サービス、地域密着型サービスをバランス良く組み合わせるなど、医療・介護の連携強化が重要といえます。また、「中長期的なサービス需要の見込みを踏まえた介護サービス基盤整備」を行うためには、サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス提供体制の構築方針を共有し、地域の実情に応じたサービス基盤の整備の在り方を議論することが重要です。この際、必要に応じて、周辺保険者のサービス需要を踏まえ都道府県等とも連携して広域的な整備を進めることが必要となります。

(イ)在宅サービスの充実

- ・単身・独居や高齢者のみの世帯の増加、介護ニーズが急増する大都市部の状況等を踏まえ、柔軟なサービス提供によるケアの質の向上や、家族負担の軽減に資するよう、地域の実情に合わせて、既存資源等を活用した複合的な在宅サービスの整備を進めていくことが重要となります。その際、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護を普及することで対応を進めることに加え、国において現在（2023年5月現在）、例えば、大都市部における居宅要介護者のさまざまな介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複数の在宅サービス（訪問や通所系サービスなど）を組み合わせる複合型サービスの類型などを設けること、訪問リハビリテーション等介護老人保健施設による在宅療養支援の充実等も検討が進められています。

②地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

(ア)地域共生社会の実現

- ・第9期計画期間中に2025年を迎え、さらに2040年を展望するに当たっては、地域包括ケアシステムのさらなる深化並びに地域共生社会への発展につなげる効果的な施策の展開を進めることが重要です。その際、各保険者（市町村）は地域包括支援センターと一体となって地域課題の把握やその対応策の検討等を行うことが重要となります。
- ・また、地域住民をはじめとする多様な主体による地域づくりや日常生活の自立に向けた支援、介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進することが重要です。

(イ)デジタル技術を活用した介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

- ・国において、オンライン資格確認システムのネットワークを拡充し、レセプト・特定健診情報に加え、予防接種、電子処方箋情報、電子カルテ等の医療機関等が発生源となる医療情報（介護含む）のクラウド間連携を実現し、必要なときに必要な情報を共有・交換できる全国的なプラットフォームの構築が進められています。

(ウ)保険者機能の強化

- ・介護給付費の地域差改善と給付適正化については一体的に進めていくことが重要となります。給付適正化の取り組みを推進する観点では、介護給付適正化主要5事業について、保険者の事務負担の軽減を図りつつ効果的・効率的に事業を実施するため、新たな取り組みを含めた事業の重点化・内容の充実・見える化の手法が国・都道府県において議論されています。
- ・第8期計画策定時に調整交付金の見直しに際して導入された、保険者に一定の取り組みを求める措置について、自治体によって地域資源や体制等、地域の実情が異なることや本来の調整交付金の調整機能に留意しつつ、引き続き一定の取り組みを行う必要があります。

③地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

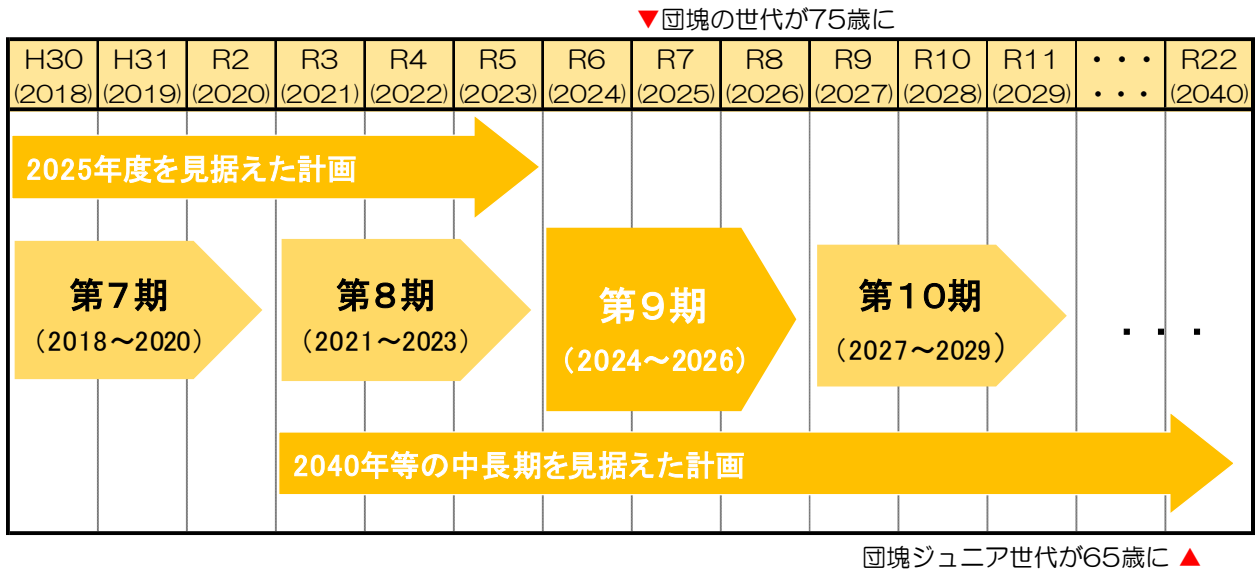
今後、高齢化のさらなる進展、現役世代の急速な減少が生じるなか、介護人材を安定的に確保・維持していくことが求められています。介護人材確保のため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受け入れ環境整備などの取り組みを総合的に実施していくことが必要となります。また、都道府県主導の下で介護職員の離職を防止するための支援や、生産性向上に資する支援・施策等を総合的に推進し、介護の経営の協働化・大規模化による、人材や資源を有効に活用していくことが重要となります。

2. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3カ年とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代が後期高齢者に到達する令和7（2025）年をむかえることを踏まえるとともに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年を見据えた計画とし、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります

〔図表 1-2-1:計画の期間〕



3. 計画の策定体制と市民参画

(1) アンケート調査の実施

計画策定に当たり、今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向などの実態を把握することを目的として「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

また、これまでの“地域包括ケアシステムの構築”という観点に加え、“介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要”といった観点も盛り込むため、“高齢者等の適切な在宅生活の継続”と“家族等介護者の就労継続”の実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的として「在宅介護実態調査」を実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査			
対象者	令和4年10月31日現在、65歳以上の人から無作為抽出した8,000人		
実施期間	令和4年12月8日(木)～令和4年12月28日(水)		
実施方法	郵送配布、郵送回収		
配布数	8,000件	有効回答数	5,705件
回収数	6,027件	有効回答率	71.3%

在宅介護実態調査	
対象者	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」を行い、対象期間中に認定調査を受けた人
実施期間	令和4年7月1日(金)～令和5年5月23日(火)
実施方法	訪問聞き取り調査法
有効回答数	348件

介護人材実態調査			
対象	市内の施設・居住系サービス、通所系サービス、訪問系サービス事業所		
実施期間	令和5年6月20日(火)～令和5年7月21日(金)		
実施方法	メール配布、メール回収		
配布数	94件		
有効回答数	72件	有効回答率	76.6%

(2) 計画素案の公表、住民からの意見募集

令和6年 月 日から 月 日までの期間に計画素案をホームページ等へ掲載し、住民からの意見募集（パブリックコメント）を行いました。

(3) 総社市介護保険運営協議会での検討

計画策定において、被保険者をはじめとする住民各層の意見を反映させるため、「総社市介護保険運営協議会」に諮りました。この会議には、保健・医療・福祉の関係者のほか、学識経験者、公募による被保険者代表などが委員（委員名簿は資料編参照）として参画し、さまざまな見地から本計画について議論されました。